

尾鷲市における地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)項目一覧 【固定資産税・都市計画税】 R6.4.1現在

項目番号	項 目		適用期間	特例割合	根拠法令・条項	取得時期	対象資産	対象となる資産の例
1	家庭的保育事業の用に直接供する家屋及び償却資産に係る課税標準の特例措置		期限なし	1／2	法第349条の3第27項		家屋 償却	家庭的保育事業の認可を得た者が使用する託児所等
2	居宅訪問型保育事業の用に直接供する家屋及び償却資産に係る課税標準の特例措置		期限なし	1／2	法第349条の3第28項		家屋 償却	居宅訪問型保育事業の認可を得た者が使用する託児所等
3	事業所内保育事業(利用定員が1人以上5人以下)の用に直接供する家屋及び償却資産に係る課税標準の特例措置		期限なし	1／2	法第349条の3第29項		家屋 償却	事業所内保育事業の認可を得た者が使用する託児所等
4	公害防止用設備に係る課税標準の特例措置	汚水又は廃液処理施設(1号)	期限なし	1／2	法附則第15条第2項第1号	H30.4.1 ～ R8.3.31	償却	沈殿又は浮上装置、油水分離装置、汚泥処理装置、ろ過装置
5		下水道除害施設(5号)	期限なし	4／5	法附則第15条第2項第5号	H30.4.1 ～ R8.3.31	償却	沈殿又は浮上装置、汚泥処理装置、ろ過装置、中和装置等
6	都市再生特別措置法に基づき認定事業者が取得する公共施設等に係る課税標準の特例措置	都市再生緊急整備区域	5年	3／5	法附則第15条第14項本文	H27.4.1 ～ R8.3.31	家屋 償却	公共施設(公園、広場)都市利便施設(緑化施設、道路)
7		特定都市再生緊急整備区域	5年	1／2	法附則第15条第14項ただし書	H27.4.1 ～ R8.3.31	家屋 償却	特定都市再生緊急整備地域内の公共施設(公園、広場)都市利便施設(緑化施設、通路)
8	津波防災地域づくりに関する法律に規定する推進計画に基づき新たに取得等された津波対策の用に供する償却資産に係る課税標準の特例措置		4年	1／2	法附則第15条第21項	H28.4.1 ～ R10.3.31	償却	防潮堤、護岸、胸壁、津波避難施設等
9	津波防災地域づくりに関する法律に規定する津波避難施設に係る課税標準の特例措置	指定避難施設	5年	2／3	法附則第15条第22項第1号	H30.4.1 ～ R9.3.31	家屋	指定避難施設のうち避難用部分
10		協定避難施設	5年	1／2	法附則第15条第22項第2号及び第3号	H27.4.1 ～ R9.3.31	家屋	警戒区域内にある避難協定施設(建設予定または建設中を含む)のうち、協定避難用部分
11	津波防災地域づくりに関する法律に規定する津波避難施設に附属する避難の用に供する償却資産に係る課税標準の特例措置	指定避難用償却資産	5年	2／3	法附則第15条第23項第1号	H30.4.1 ～ R9.3.31	償却	指定避難施設の誘導灯、誘導標識、自動開錠装置などの避難用償却資産(指定日以降取得されるもの)
12		協定避難用償却資産	5年	1／2	法附則第15条第23項第2号	H27.4.1 ～ R9.3.31	償却	協定避難施設の誘導灯、誘導標識、自動開錠装置などの避難用償却資産(協定締結日以降取得されるもの)
13	再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に規定する認定発電設備に係る課税標準の特例措置	太陽光発電設備(1,000kw未満)	3年	2／3	法附則第15条第25項第1号イ	R2.4.1 ～ R8.3.31	償却	
14		風力発電設備(20kw以上)	3年	2／3	法附則第15条第25項第1号ロ	R2.4.1 ～ R8.3.31	償却	
15		地熱発電設備(1,000kw未満)	3年	2／3	法附則第15条第25項第1号ハ	R2.4.1 ～ R8.3.31	償却	
16		バイオマス発電設備(10,000kw以上20,000kw未満)	3年	2／3	法附則第15条第25項第1号ニ	R2.4.1 ～ R8.3.31	償却	

尾鷲市における地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)項目一覧 【固定資産税・都市計画税】 R6.4.1現在

項目番号	項 目		適用期間	特例割合	根拠法令・条項	取得時期	対象資産	対象となる資産の例
17	再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に規定する認定発電設備に係る課税標準の特例措置	バイオマス発電設備 (木竹等) (10,000kw以上 20,000kw未満)	3年	6／7	法附則第15条第25項第2号	R6.4.1 ～ R8.3.31	償却	
18		太陽光発電設備 (1,000kw以上)	3年	3／4	法附則第15条第25項第3号イ	R2.4.1 ～ R8.3.31	償却	
19		風力発電設備 (20kw未満)	3年	3／4	法附則第15条第25項第3号ロ	R2.4.1 ～ R8.3.31	償却	
20		水力発電設備 (5,000kw以上)	3年	3／4	法附則第15条第25項第3号ハ	R2.4.1 ～ R8.3.31	償却	
21		水力発電設備 (5,000kw未満)	3年	1／2	法附則第15条第25項第4号イ	R2.4.1 ～ R8.3.31	償却	
22		地熱発電設備 (1,000kw以上)	3年	1／2	法附則第15条第25項第4号ロ	R2.4.1 ～ R8.3.31	償却	
23		バイオマス発電設備 (10,000kw未満)	3年	1／2	法附則第15条第25項第4号ハ	R2.4.1 ～ R8.3.31	償却	
24	浸水防止用設備に係る課税標準の特例措置		5年	2／3	法附則第15条第28項	H29.4.1 ～ R8.3.31	償却	防水扉、止水板、排水ポンプ、換気口浸水防水機等
25	緑化保全・緑化推進法人が設置・管理する一定の市民緑地の用に供する土地に係る課税標準の特例措置		3年	2／3	法附則第15条第32項	H29.4.1 ～ R7.3.31	土地	市民緑地の用に供する土地
26	浸水被害軽減区域内の土地に対して係る課税標準額の軽減特例		3年	2／3	法附則第15条第37項	R2.4.1 ～ R8.3.31	土地	
27	都市再生特別措置法に規定する一体型滞在快適性等向上事業の実施主体が整備した滞在快適性等向上施設等		5年	1／2	法附則第15条第38項	R6.4.1 ～ R8.3.31	家屋 償却	
28	特定都市河川浸水被害対策法又は下水道法に規定する雨水貯留浸透施設に係る課税標準の特例措置		3年	1／3	法附則第15条第41項	R3.5.10 ～ R9.3.31	償却	浸水性舗装、浸透ます、貯留施設、浸透トレンチ等
29	特定都市河川浸水被害対策法に規定する貯留機能保全区域内にある土地に係る課税標準の特例措置		3年	3／4	法附則第15条第42項	R2.4.1 ～ R7.3.31	土地	
30	新築のサービス付き高齢者向け賃貸住宅に係る税額の減額措置		5年	税額から 2／3 を減	法附則第15条の8第2項	H27.4.1 ～ R7.3.31	家屋	サービス付き高齢者向け賃貸住宅（本特例のみ税額から2/3を減じ1/3とする措置となります）